

令和7年度 群馬県教職員互助会事業計画

1 総則事項

会員数	16,350人	正規：14,220人 臨時：2,130人
財源（掛金）	346,700千円	掛金：給料月額×5/1,000 ※最高限度額：給料496千円（掛金2,480円） ※給料月額＝給料の調整額・教職調整額を含む

2 給付事業

（1）療養に関する給付

入院見舞金	入院期間中1日につき 会員 1,000円 被扶養者 500円
-------	--------------------------------------

（2）慶弔に関する給付

結婚祝金	会員が結婚したとき 30,000円
出産祝金	会員又は被扶養者が出産したとき 1児につき 20,000円
出産見舞金	妊娠4か月以上の流産・死産・人工妊娠中絶 20,000円
入学・卒業祝金	会員の被扶養者が小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む）に入学したとき 10,000円 中学校を卒業したとき 10,000円
弔慰金	会員が死亡したとき 500,000円 ※満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被扶養者を有する会員が死亡したとき ・被扶養者1人につき 500,000円を加算 被扶養者が死亡したとき ・配偶者 200,000円 ・その他 20,000円

（3）休業に関する給付

介護休暇見舞金	介護休暇を取得し、公立学校共済組合から介護休業手当金が支給される期間を超えて引き続き介護休暇を取得しているとき ・介護休暇見舞金 30,000円 ※共済組合等から介護休暇に対し給付金が支給される期間を除く（時間単位・半日単位の介護休暇は対象外）
---------	--

（4）障がい者に関する給付

障がい児（者）見舞金	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある介護を要する障がい児（者）（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）を扶養しているとき ・1人につき 年30,000円（年度内1回）
------------	--

(5) 災害に関する給付

災害見舞金	非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき、損害の程度に応じて、見舞金を支給	
	損害の程度	見舞金 (円)
① 住居及び家財の全部の焼失・滅失		300,000
② 前号と同程度の損害を受けたとき		
③ 住居及び家財の1/2以上の焼失・滅失、又は同程度の損害を受けたとき		200,000
④ 住居又は家財の全部の焼失・滅失、又は同程度の損害を受けたとき		
⑤ 住居及び家財の1/3以上の焼失・滅失、又は同程度の損害を受けたとき		100,000
⑥ 住居又は家財の1/2以上の焼失・滅失、又は同程度の損害を受けたとき		
⑦ 住居又は家財の1/3以上の焼失・滅失、又は同程度の損害を受けたとき		50,000
⑧ 床上120cm以上の浸水 ※1		100,000
⑨ 床上30cm以上の浸水 ※1		50,000
⑩ ①から⑨の損害の程度に当てはまらず、罹災証明が発行される程度の被災をしたとき ただし、車両は、安全な走行に支障をきたす場合に限る ※2		30,000

※1 損害の程度の認定が困難な場合のみ適用

※2 例：走行不能

法令違反となり公道を走行できない状態

(窓ガラス、ヘッドライト、テールランプ、サイドミラー等の著しい破損)

(6) 退職に関する給付

退職慰労金	会員期間1年以上の者が退職等により退会したとき 1,000円×会員年数
-------	--

3 厚生事業

(1) 健康管理事業

人間ドック助成 脳ドック助成	40歳以上の希望者の1泊2日人間ドック 30歳以上の希望者の日帰り人間ドック 40歳以上の希望者(3年に1回)の脳ドック ※共済組合に委託して事業実施 ※助成額：県費・共済組合・互助会合わせて、1人21,000円
-------------------	--

(2) 文化・レクリエーション事業

群馬交響楽団鑑賞助成	入場回数券600枚の範囲(1人2枚まで)で、抽選により無料配布
地元プロスポーツ観戦チケット配布事業	地元プロスポーツチーム(サッカー、硬式野球、バスケットボール)のホームゲームチケットを抽選により配布 ①ザスパ群馬(シーズンシート10席) ②群馬ダイヤモンドペガサス(100枚) ③群馬クレインサンダーズ(200枚)
共済施設等利用助成	会員(組合員会員除く)が共済組合施設を宿泊等で利用したとき

指定県内ビジネスホテル宿泊助成	指定したビジネスホテル（15施設）を宿泊利用したとき 1泊につき 2,000円（会員のみ、年度内3泊まで）
共済組合連携事業	共済組合企画事業の費用の一部を負担 ①東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム利用券 ・実施方法：募集期間を設けて希望者を募る。（希望者多数の場合抽選） 配布枚数2,000枚（助成額2,000円） うち7割を互助会が負担 ②企画事業の費用の一部を負担 ・くだもの狩り 900名（助成額1,000円） うち5割を互助会が負担 ・観劇 100名（助成額6,000円） うち5割を互助会が負担 ③会員（組合員会員除く）対象事業 ・会員へのアウトソーシング事業の適用 ・会員数14名 年額17,000円

（3）選択型厚生事業

<p>会員に対し、「厚生事業助成券（1枚1,000円分）」を配布 助成金額 一人あたり11,000円（11枚）（継続）</p> <p>：有効期間 4月1日から2月28日まで ：申請締切 2月28日まで ：年度途中加入者への減額調整なし ・助成券の配布期間 4月から12月まで</p> <p>○次の9指定事業のうち、会員が希望する事業に負担した範囲内で助成</p>	
健康増進	①人間ドック ②健康管理 ③スポーツ施設等利用
元気回復	④旅行助成 ⑤厚生施設利用 ⑥芸術文化助成
自己啓発	⑦資格取得 ⑧教養研修
育児・介護助成	⑨育児助成、介護助成

（4）記念品・表彰関係事業

リフレッシュ休暇促進助成	<p>リフレッシュ休暇制度に該当する会員に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳 10,000円の旅行券又は図書カード ・40歳 20,000円の旅行券又は図書カード ・50歳 40,000円の旅行券又は図書カード <p>※リフレッシュ休暇該当者（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳 勤続5年以上で30歳に達する者、または30歳以上で勤続5年に達する者 ・40歳 勤続15年以上で40歳に達する者、または40歳以上で勤続15年に達する者 ・50歳 勤続25年以上で50歳に達する者、または50歳以上で勤続25年に達する者
--------------	--

4 貸付事業

貸付金額は、20万円、30万円、及び50万円とし、これに係る弁済期間を、最高40か月に定め、元金及び事務手数料は、均等弁済による月賦納付として、会員の利便を図る。

※毎月25日締め切り・翌月27日送金・貸付翌月から弁済（給与控除）

貸付金額	弁済回数	事務手数料	1回の払込金額	備考
200,000 ^円	10回	820 ^円	20,082円	年利 0.9%
	20回	1,580	10,079	
300,000	20回	2,360	15,118	
	30回	3,480	10,116	
500,000	20回	3,940	25,197	
	40回	7,680	12,692	

5 その他

ビジネスカード入会 斡旋	職域の福利厚生の一環として、希望者に生涯年会費無料等の特典が付与された「JCBビジネスカード」入会の斡旋 ※提供：(株)群銀カード ※互助会費用負担なし
各種割引案内	一般企業との提携による利用料などの割引 ・施設名：ダイワロイネットホテルズ（宿泊割引） ※申込み方法は公式サイト内の法人専用画面へアクセスして指定されたIDとパスワードを入力。 ※互助会費用負担なし